

一般社団法人全国軽自動車協会連合会  
軽自動車検査情報提供サービス 提供時間に関する細則

- 第1条 目的  
第2条 提供時間等  
第3条 提供の制限  
第4条 提供時間の変更  
附則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下、「全軽自協」といいます。）軽自動車検査情報提供サービスの利用に関する規約（以下、「利用規約」といいます。）第15条に基づいて、その提供時間に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(提供時間等)

第2条 軽自動車検査情報提供サービスの提供時間は、次のとおりです。

区分	時間
平日	午前9時～午後8時55分 ※1
上記を除く土曜日、日曜日、祝日 年末年始（12月29日から1月3日）	休止（休業日）

※1 ジャーナルサービスにおいて、全軽自協からファイルを配信する形態で軽自動車検査情報を受信する場合は、午後6時～翌朝9時までの時間帯に配信します。

(提供の制限)

第3条 全軽自協は、前条に規定する提供時間内であっても、利用規約第30条の規定により、軽自動車検査情報提供サービスの提供を制限することがあります。

(提供時間の変更)

第4条 全軽自協は、軽自動車検査情報提供サービスの提供時間を変更することがあります。  
2 全軽自協は、必要に応じて第2条に規定する提供時間以外にも、軽自動車検査情報提供サービスを提供することがあります。

附則

本細則は、平成20年5月15日から効力を発するものとします。  
本細則は、平成31年1月4日から効力を発するものとします。